

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第16-3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則第16-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号及び第11条第3号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は法第22条の規定により新潟県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。	(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号及び第11条第3号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は法第22条第1項の規定により新潟県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。